

総務財政委員会報告書（案）

平成 年 月 日

北九州市議会議長 戸 町 武 弘 様

総務財政委員会委員長 田 仲 常 郎

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 調査事件

○ 自治会活性化について

地域住民が自主的に設立し運営する組織である自治会は、地域における課題の解決や、各種行事を通じた住民の連帯意識の向上など、地域コミュニティーの形成に大きな役割を果たしてきた。

また、少子高齢化社会を迎え、地域での高齢者の見守りや、東日本大震災を契機とした地域防災の取り組み、地域防犯や青少年の健全育成などにおいて、自治会の役割は、一層大きなものとなっている。

一方で、高齢化や単身世帯の増加等の社会情勢の変化を背景に、本市を含め、全国的に自治会加入率が低下し、地域コミュニティーの活動への影響も懸念されるところである。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、自治会への加入促進や地域における人材育成等、自治会活性化の方策について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

○ 平成 25 年 5 月 16 日 総務財政委員会

本市の自治会の現状及び加入促進の取り組み状況等について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

- ・ 自治会加入率は、年々低下傾向にあり、平成 25 年度には 71.2%に低下している。その主な理由としては、高齢者・単身世帯の増加が挙げられる。
- ・ 町内会活動等に関する実態調査（平成 22 年度）によれば、自治会の約 6 割が地域の親睦や世代間の交流を図る行事を実施し、約 4 割が個別の声掛けやチラシの配布などの加入促進活動に取り組んでいる。

- ・ 市では、自治会活動への理解促進、自治会の運営・活動に対する支援や人材育成に取り組んでいる。平成 25 年度は、新たに小学生向け P R パンフレットの作成や加入促進活動支援補助制度を創設するなど、その取り組みを強化した。
- 平成 25 年 5 月 20 日 視察（東京都江東区）
 - ・ 東京都江東区では、マンション等の共同住宅の増加に伴って自治会加入率が低下したことから、「江東区マンション等の建設に関する条例」を制定し、自治会加入等地域コミュニティーへの配慮を建設事業者に求めている。
- 平成 25 年 10 月 29 日 総務財政委員会

他都市の自治会等の活性化に関する条例の制定状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

 - ・ 指定都市では 3 都市（さいたま市、横浜市、京都市）が自治会等の活性化に関する条例を制定している。

条例制定により、主な効果として、自治会の重要性を再認識する契機となった、加入促進活動等の後ろ盾となる、一部地域で加入率が向上したなどが挙げられる。一方で、主な課題として、条例を制定しただけでは加入率向上につながらない、条例の意義等が浸透するまでには相当の時間を要する、住民の自治の問題に行政が必要以上に関与すべきではないなどの否定的な意見があることなどが挙げられる。
- 平成 25 年 11 月 20 日 総務財政委員会

自治会の意義、自治会を取り巻く社会情勢の変化、活性化のポイント等を把握するため、有識者（北九州市立大学准教授）との意見交換を行った。

(有識者からの主な意見要旨)

 - ・ 自治会は、地域共有の利益及び負担の秩序を形成する組織として重要である。
 - ・ 従来の子供会への参加を契機とした自治会の担い手育成の仕組みが瓦解している。
 - ・ 活性化している自治会の特徴として、リーダーの存在がある。活性化には人材の育成が必要である。
 - ・ 自治会役員の過重負担、活動の硬直性等が課題として挙がっており、選択と集中や地域ニーズの視点を踏まえ、自治会活動についての見直しが必要になっている。
- 平成 25 年 12 月 16 日 総務財政委員懇談会

自治会の現状及び課題等を把握するため、各区自治総連合会長との意見交換を行った。

(各区自治総連合会長からの主な意見要旨)

 - ・ 自治会では、共同住宅の所有者への働きかけをはじめ、さまざまな加入促進活動に努力しているが、なかなか加入率向上につながらない。

- ・ 自治会加入はメリット・デメリットで判断するものではない。地域住民は自治会から利益を享受しており責任も分担する必要がある、自治会はこのことを周知しなければならない。行政に求められるのは、そのサポートである。
- ・ 自治会の活性化なくして地域コミュニティーは成立しない。自治会はそれほど大事な組織である。行政には、地域住民がみずからの役割について認識を深めるための学習機会を増やしてもらいたい。
- 平成 26 年 4 月 24 日 視察（沖縄県沖縄市）
 - ・ 沖縄県沖縄市は、各自治会による地域資源や特性を生かした特産品づくりを推進し、もって自治会の活性化を図るため、特産品づくりの一部補助を行う一区一品活動支援事業を展開している。
- 平成 26 年 5 月 16 日 総務財政委員会

自治会及び行政における自治会活性化の取り組みを後押しし、自治会の果たしている役割や重要性の再認識を促すための条例について、正副委員長素案をもとに検討を行った。

《検討素案の構成》

 - ① 条例の目的（自治会活性化による市民が互いに支えあう地域社会の形成）
 - ② 条例の基本理念（自治会加入及び自治会活動への参加に関する基本理念）
 - ③ 自治会の責務（自治会による自治会加入及び自治会活動への参加の促進等に関する努力規定）
 - ④ 自治会連合組織の責務（自治会連合組織による自治会の取り組みへの支援等に関する努力規定）
 - ⑤ 市民の責務（市民による自治会加入及び自治会活動への参加等に関する努力規定）
 - ⑥ 事業者の責務（事業者による自治会加入及び自治会活動への協力等に関する努力規定）
 - ⑦ 集合住宅供給事業者等の責務（集合住宅供給事業者等による自治会加入促進への協力等に関する努力規定）
 - ⑧ 市の責務（市による自治会活動活性化の取り組みに対する支援等に関する努力規定）
 - ⑨ 学校設置者の責務（学校設置者による学校教育における児童等の自治会活動への理解促進の取り組みに関する努力規定）
 - ⑩ 財政上の措置（市による自治会活動促進の施策に対する財政上の措置に関する努力規定）
- 平成 26 年 7 月 22 日

自治会活性化に関する条例の検討素案について、正副委員長において各区自治総連合会長との意見交換を行った。

（各区自治総連合会長からの主な意見要旨）

 - ・ 議会が自治会に関心を持っていることには感謝したい。

- ・ 条例の必要性や任意団体である自治会の運営を条例で規定することによる課題等について、自治会関係者を含めた多方面の意見を幅広く把握し、時間をかけて必要性への合意形成を図っていく必要がある。
- ・ 加入促進活動は自治会が主体となって行うもの。

○ まとめ

自治会活性化の必要性は、現下の社会情勢に鑑みれば、論をまたないところであり、自治会のみならず本市において、活性化に向けた不断の取り組みが続けられている。

活性化の方策の一つとして検討した自治会活性化に関する条例については、検討の過程において、市民に自治会の重要性の再認識を促すとともに自治会の位置づけを明確にする上で有効であるが、制定の前提として任意団体である自治会の運営を条例で規定することに伴う課題等について、更に時間をかけた慎重な議論が必要である。

当面、自治会活性化については、自治会の主体的な取り組みを尊重し、加入率の推移や自治会の運営状況などを見守ることとする。

今後は、時宜を捉えて関係者の意見を把握するなど、自治会の意向に即した対応が求められる。

なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。

- ・ 防災や防犯の面からも地域コミュニティの活性化が必要である。活性化に向けて市も積極的に取り組むべきである。
- ・ 高齢化や人間関係の希薄化等の時代の変化に自治会みずからが対応していかなければならない面もある。このことを踏まえた自治会支援の必要性を感じる。
- ・ 若い世代からは、加入のきっかけがないという声と、加入しなくても困らないという声を聞く。加入の必要性が認識されておらず、若い世代の自治意識を醸成する必要があるのではないか。
- ・ 自治会未加入者に対しては、自治会が担っている防犯灯維持やごみステーション管理等の役割に対する意識を高める必要がある。
- ・ 自治会が他の地域コミュニティ団体と同様に任意団体の一つにすぎないことが一番の問題と感じる。現実的には、自治会は地域コミュニティの中核を担っており、条例で位置づけることで、自治会加入の働きかけがしやすくなり、市が特別な支援をする根拠にもなるのではないか。
- ・ 自治会活性化は重要な問題であるが、条例制定を含めた自治会への行政の関与について、地域には抵抗感もあり、慎重な検討が必要である。